



総 コ 推 第 2 5 0 号  
令和7年（2025年）9月4日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 木 虎 孝 之 様

枚方市長 伏 見 隆

街頭における防犯カメラの設置及び運用状況について（報告）

枚方市無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領第14条第1項の規定に基づき、基準日（令和7年（2025年）7月1日）現在の防犯カメラの設置及び運用状況について下記のとおり報告いたします。

記

1. 総設置台数 1, 0 4 8 台  
※前年同日比 1 4 台増（新規設置14台）
2. 録画画像の確認状況 6 9 5 件  
（令和6年（2024年）7月2日から  
令和7年（2025年）7月1日まで）  
※前年同日比 4 9 件増  
※全て警察からの捜査等の依頼に基づくものです。

## 枚方市無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領

(趣旨等)

第1条 この要領は、市民の日常の生活の安全を確保するとともに、犯罪の未然防止及び犯罪発生時の迅速な対応等を図るため、無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用について定めるものとする。

2 この要領によらずに無線通信式防犯カメラを設置する場合は、あらかじめ、個人情報保護担当課と協議しなければならない。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 無線通信式防犯カメラ 主に犯罪の予防を目的として、本市が街頭に設置する撮像機器で、録画機能を有し、かつ、当該撮像機器が有する無線通信機能を用いて録画した画像の取り出しを行えるものをいう。

(2) 画像 無線通信式防犯カメラにより撮影され、録画をされた映像情報をいう。

(3) 専用パソコン 無線通信機能を有し、かつ、無線通信式防犯カメラから画像を取り出すための専用ソフトがインストールされているパソコンをいう。

(基本原則)

第3条 無線通信式防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

(1) 無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用は、第1条に規定する無線通信式防犯カメラの設置目的（以下「設置目的」という。）に則して行うこと。

(2) 無線通信式防犯カメラの設置に当たっては、無線通信式防犯カメラによる撮影及び録画が行われていることを、設置場所の見やすい箇所に表示板等を掲示する等して、市民に十分に周知すること。

(3) 無線通信式防犯カメラには、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更すること。

2 画像の取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

(1) 画像は、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるとともに、常に正確な内容が保存されるよう適切に管理すること。

(2) 画像は、設置目的を達成するために必要な場合を除き、利用又は提供してはならない。

3 専用パソコンの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

(1) 専用パソコンには、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更すること。

(2) 専用パソコンは、施錠設備がある保管庫その他適切な場所において保管する等紛失、盗難等に対する対策を講ずること。

(設置区域)

第4条 無線通信式防犯カメラは、大阪府枚方警察署及び大阪府交野警察署から提供される犯罪情報に則して、必要な区域に設置するものとする。

(稼働時間)

第5条 無線通信式防犯カメラは、常時、稼働させるものとする。

(画像の保存期間等)

第6条 画像の保存期間は、録画日の翌日から起算して概ね7日間とする。ただし、犯罪の未然防止等のため特に必要があるときは、その期間を延長することができる。

2 前項の保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行う。

3 画像のモニター設備は、取り付けない。

(管理責任者等の設置等)

第7条 無線通信式防犯カメラの適正な設置、管理及び運用を行うため、危機管理部に、無線通信式防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）、無線通信式防犯カメラ運用責任者（以下「運用責任者」という。）及び画像取扱員を置く。

2 管理責任者は、危機管理部次長とし、次の各号に掲げる事務を担当する。

(1) 無線通信式防犯カメラを設置する区域の選定に関する事。

(2) 画像の保存及び管理に関する事。

(3) 捜査機関等（警察、検察、裁判所等犯罪捜査について法的権限を有する機関をいう。以下同じ。）に対する画像の提供に関する事。

(4) 画像取扱員の選任に関する事。

3 運用責任者は、危機管理政策課長とし、次の各号に掲げる事務を担当する。

(1) 無線通信式防犯カメラ及び専用パソコンの運用、保守及び維持管理に関する事。

(2) 画像の取り出しに関する事。

(3) 画像管理責任者による画像の取り出しに係る検証に関する事。

4 画像取扱員は、危機管理政策課の職員のうち管理責任者が選任した者とし、画像の取り出し及び画像管理責任者による画像の取り出しに係る検証並びに画像の保存、管理及び提供に係る事務を担当する。

5 専用パソコンに、管理責任者、運用責任者及び画像取扱員の職及び氏名を掲示しなければならない。

(画像管理責任者等の設置)

第8条 大阪府枚方警察署及び大阪府交野警察署に画像管理責任者を置く。

2 画像管理責任者は、大阪府枚方警察署長及び大阪府交野警察署長とし、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 画像管理運用規程を定め、画像の適切な運用、保存及び管理並びに専用パソコンの適切な運用、保守及び維持管理を行うこと。
- (2) 無線通信式防犯カメラからの画像の取り出しを担当する警察職員（以下「画像取扱警察職員」という。）を選任すること。
- (3) 前号により選任した画像取扱警察職員の名簿を作成し、管理責任者に提出すること。  
（専用パソコンの配置）

第9条 専用パソコンは、危機管理政策課並びに大阪府枚方警察署及び大阪府交野警察署に配置する。

（画像の利用）

第10条 管理責任者は、犯罪発生時の迅速な対応等を図るため必要があると認めるときは、運用責任者に対し、画像の取り出しを指示するものとする。

- 2 運用責任者は、前項の規定による管理責任者の指示があったときは、画像取扱員に対し、取り出しの対象となる無線通信式防犯カメラ及び画像の日時その他画像の取り出しに際して必要な事項を指示するものとする。
- 3 画像取扱員は、前項の規定による運用責任者の指示に従って、画像を取り出したときは、その結果を運用責任者に報告するとともに、枚方市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳（様式第1号）に必要な事項を記録しなければならない。
- 4 画像取扱員は、運用責任者の指示がなければ、画像を取り出してはならない。

（画像の外部提供手続）

第11条 管理責任者は、捜査機関等から画像の利用申請があったときは、当該捜査機関等に対し、事前に、枚方市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書（様式第2号）の提出を求めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、犯罪発生時の迅速な対応等を図ることにより、本市における犯罪の未然防止の効果を更に高めるため、画像管理責任者は、画像取扱警察職員をして、当該警察署に配置する専用パソコンを用いて、画像を取り出させることができるものとする。この場合において、画像管理責任者は、遅滞なく、管理責任者に対し、枚方市無線通信式防犯カメラ画像利用報告書兼誓約書（様式第3号）を提出するものとする。
- 3 画像取扱員は、第1項の規定による利用申請書又は前項後段の規定による利用報告書の提出があったときは、運用責任者の指示に従い、枚方市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳に必要な事項を記録するものとする。

(画像の取り出しに係る検証等)

第12条 管理責任者は、前条第2項の規定による画像の取り出し状況を検証するため、画像管理責任者に対し、毎月、当該警察署に配置する専用パソコンに記録された画像の取り出し履歴に係る情報の提出を求めるものとする。

2 管理責任者は、前項の規定による画像の取り出し履歴に係る情報の提出があったときは、運用責任者に対し、適切に画像の取り出しが行われているか検証を行うよう指示するものとする。

3 画像取扱員は、運用責任者の指示に従い、前項の検証を行うものとする。

4 管理責任者は、前2項の規定による検証の結果、画像の取り出しについて疑義のあるときは、画像管理責任者に対し、説明を求め、又は必要な対応をさせるものとする。

(守秘義務)

第13条 無線通信式防犯カメラ及び画像の取扱いにより知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(無線通信式防犯カメラの設置に係る報告等)

第14条 管理責任者は、無線通信式防犯カメラの設置状況及び運用状況について取りまとめ、個人情報保護担当課を通じて年1回、枚方市情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

2 管理責任者は、この要領を改正したときは、枚方市情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。